

やる気と能力のある経営を積極的に支援

【新たな食料・農業・農村基本計画の決定について】

去る三月二十五日、今後の農政の指針となる新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。

この新たな基本計画は、これまでの政策のあり方を大胆に見直し、我が国農業・農村が有する可能性を最大限に引き出す新たな農政の確立を目指して策定されたものです。

消費者の視点に立った政策推進を基本に、農業者を一律に支援するこれまでの政策を見直し、やる気と能力のある経営を後押しすることにより構造改革を進めていくことや、高付加価値型の農業生産、高品質で安全な農産物の輸出、バイオマスの利活用など各地で芽生えている創意工夫に満ちた「攻め」の取組を積極的に支援していくことなどを打ち出しています。

今後、この基本計画に基づき、食の安全の確保や担い手の育成をはじめとする新たな施策を具体化してまいります。

新たな基本計画の概要は以下のとおりです。

設定（平成二十七年までの目標／七十六％、平成十五年／七十％）

その際、この五年間、食料自給率（カロリーベース）が四十％と横ばいで推移している現状とこれまでの取組の評価を踏まえ、

●食料消費と農業生産の両面から重点的に取り組むべき事項を明確化するとともに、

●生産から流通・消費に至る関係者の役割分担を明確化し、適切な工程管理を実施

平常時の食料自給率の目標設定に加え、不測時における食料安保の確保のため、平常時から、農地・農業用水、担い手、農業技術等の国内農業の食料供給力の確保を図ることの重要性についても明記。

食料、農業及び農村に関する総合的かつ計画的に講ずべき施策

施策の内容としては、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化に的確に対応した施策の展開や食料自給率の向上に向けた施策の充実等に重点を置き、以下をはじめとする各般の施策を総合的かつ計画的に実施。

- 食の安全及び消費者の信頼の確保
- 食育や地産地消の全国展開
- 集落営農の組織化を含め、意欲と能力のある担い手の育成・確保
- 担い手の経営に着目した経営安定対策への転換や、担い手への農地の利用集積の促進

食料・農業・農村基本計画の位置付け

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今後十年程度を見通して策定されるものであり、諸情勢の変化や政策評価等を踏まえておおむね五年ごとに見直すこととされています。

食料・農業・農村基本計画の主な内容

食料自給率の目標

食料自給率の目標については、

●基本的には、国民に供給される熱量の五割以上を国内生産で賄うことを目指すこととした上で、

●平成二十七年までの計画期間における目標は、供給熱量ベース（カロリーベース）で四十五％と設定（平成十五年／四十％）。

●カロリーの低い野菜や飼料を輸入に依存している畜産物等の国内生産を適切に評価する観点から、生産額ベースの食料自給率の目標も併せて

●環境保全を重視した施策の推進と農地・農業用水などの資源保全のための施策の確立

●都市と農村の交流等による農村の活性化

●農産物の輸出やバイオマスの活用などを促進する「攻めの農政」の展開等

食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

●政府一体となって実効性のある施策を推進すること

●施策の推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を示した工程表を作成し、それを的確に管理すること等

